別表１－２　事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額　　（単位：万円）

事業の種類		1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）				2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）			3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）						4. 課金装置設置事業
設置場所の例		高速道路等のSA・PA	道の駅・空白地域			商業施設・宿泊施設等			新築、既設の分譲・賃貸マンション等			従業員駐車場、社有車駐車場			既設充電設備
対象となる充電設備及び課金装置		急速	急速	普通・V2H	充電用コンセント ＊1 コンセントスタンド	急速・普通・V2H	機械式駐車場 ＊1（充電用コンセント）	充電用コンセント ＊1 コンセントスタンド	急速・普通・V2H	機械式駐車場 ＊1（充電用コンセント）	充電用コンセント ＊1 コンセントスタンド	急速・普通・V2H	機械式駐車場 ＊1（充電用コンセント）	充電用コンセント ＊1 コンセントスタンド	課金装置
充電設備及び課金装置の補助率		定額	定額			1／2	—	1／2	1／2（2／3）＊2	—	1／2	1／2	—	1／2	1／2
工事区分及び補助対象経費となる工事費	説明	定額	定額			定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額
(1) 充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の補助上限額を示す														
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費		25	15	＊6 15	15	50	＊6 15	15	50	＊6 15	15	50	＊6 15	15
	イ.本体搬入費　（ ）は、離島の場合 ＊4		3（8）	1.5（4.5）	＊6 1.5（4.5）	1.5（4.5）		＊6 1.5（4.5）	1.5（4.5）		＊6 1.5（4.5）	1.5（4.5）		＊6 1.5（4.5）	1.5（4.5）
② 電気配線工事費	原則、50mまでとし別途充電設備毎、工事内容毎にセンターが上限を定める		130	65	65	65	150	65	65	150	65	65	150	65	10
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路等のSA・PAへの設置工事のみ														
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る		100			50			50						
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額														
① 案内板			＊7 25	＊7 25	＊7 25	12.5	12.5	12.5							12.5
(3) 付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の補助上限額を示す														
① 充電スペースのライン引き			5	5	5										
② 路面表示			15	15	15										
③ 屋根	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない。		50	50	＊6 50	50		＊6 50	50		＊6 50				
④ 小屋	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない。		70	70	＊6 70	70		＊6 70	70		＊6 70				
⑤ 充電設備防護用部材			8	8	8	8	20	8	8	20	8				
⑥ 電灯			5	5	5				5		5				
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額														
① 雑材・消耗品費、養生費			5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	
② レイアウト検討・図面作成費	図面作成費		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	レイアウト検討費		10 25	10 20	10 20	10 25	10 20	10 20	45＊5 60	45＊5 55	45＊5 55	5 15	5 15	5 15	
	電力会社立会・協議費 ＊8		5			5			5						
③ 安全誘導員費			15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10	10	
④ 停電回避費	高速道路等のSA・PAへの設置工事時のみ														
⑤ 充電スペース造成費	高速道路等、道の駅、およびマンション等の内既設分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合		50	50	50				30		30				
⑥ (1)～(3)の工事でかかったその他労務費	現場監督費、世話役等の労務費		20	17.5	17.5	15	17.5	15	12.5	15	12.5	7.5	10	7.5	5
		5000 ＊3													

＊1　充電用コンセントは、補助対象とするが、充電用コンセント（充電用コンセントスタンドへ追加する充電用コンセントを除く）の購入費は、（１）充電設備等設置工事費の②電気配線工事費の部材費に含むことができるものとする。
＊2　マンション等充電設備設置事業では、Ｖ２Ｈの補助率は２／３とする。
＊3　特別な仕様に基づく工事の場合に適用する工事全体の上限額を示す。
＊4　離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の５島を除く島をいう。
＊5　既設分譲共同住宅に設置する場合のレイアウト検討費の上限額とする。新設の分譲マンション等、賃貸のマンション等においては、１０万を上限額とする。
＊6　コンセントスタンド設置時のみ適応する。
＊7　入口が３箇所以上あり、案内板を各入口に１箇所以上設置においては、２５万を上限額とする。２箇所以下の設置は、１２．５万を上限額とする。
＊8　急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する。

（注）複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。